

群馬県適正化通信 NO.61

受委託点呼（共同点呼）導入について

今般、国土交通省においては、トラック事業における輸送の安全の確保及び経営環境改善のため、受委託点呼（共同点呼）制度を導入することといたしました。下記に導入内容について掲載しますので参考にして下さい。

記

1 制度の概要（別添資料参照）

業務の管理の受委託許可時に、運輸支局において以下の要件の適合性を確認する。

(1) 確実な点呼の実施のための措置

下記を含め受託者・委託者において契約を締結する。

- ・委託営業所は受託営業所に対し、あらかじめ通常の運転者の健康状態や自動車の点検整備の状況が分かる書類を提出
- ・受委託点呼実施時、運転者は、前日からの休息期間等労働時間が分かる書類を点呼実施者に提示

(2) 受託営業所等の要件

- ・受託営業所は、Gマーク営業所
- ・委託営業所は、Gマーク営業所又は過去3年間に重大事故を惹起せず、かつ、点呼実施違反に係る行政処分を受けていない営業所

<参考>点呼とは

乗務前において、運行管理者等が、運転者からの報告、顔色等の観察、アルコール検知器の使用等により、酒気帯びの有無、健康状態、事業用自動車の状態等を確認するとともに、安全確保のため必要な指示を与えるもの。乗務後の点呼も含め、省令に規定が設けられている。

2 許可申請手続

施行日以降、受託営業所を管轄する運輸支局を經由して地方運輸局に申請。

3 今後のスケジュール

発出：平成25年 7月30日

施行：平成25年11月 1日

以上

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821